

医療安全対策に関する取り組み事項

1. 医療安全対策に関する基本的な考え方

日々の業務において、ヒューマンエラーが起こり得ることを前提として、エラーを誘発しない環境や、起こったエラーが事故に発展しないシステムを、組織全体で整備します。
また、自主的な業務改善や能力向上活動を強化し、医療の質の向上を図る活動を幅広く展開していきます。

2. 医療安全対策のための組織に関する基本的事項

医療安全対策に関する問題点を把握し、改善策を講じるなどの役割を果たす、意志決定機関として、「医療安全対策委員会」を設置しています。委員会は月1回開催し、必要に応じて随時開催します。また、リスクマネジャーを各部署に設置し、医療安全対策の実務を行います。

3. 医療安全対策のための職員研修に関する基本的事項

職員の医療安全対策に対する意識・知識・技術向上のため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

4. 医療事故防止対策に関する基本的事項

医療事故が発生した場合は、医師の指示のもと看護師が救急処置を行います。
関係者は直ちにアクシデントレポートを作成し医療安全管理室に提出するよう院内の体制を整備しています。
事故内容を分析し、再発防止、未然防止に繋がるよう改善策を検討しています。
また、当院だけでなく、他院と連携することで、マニュアル等の定期的な見直しを行い、医療安全管理の強化を図っています。

5. 患者さま相談窓口の設置

A棟1階総合案内に相談窓口を設置し、疾病に関する相談、薬剤に関する相談、医療費に関する不安等、介護保険制度や各種福祉制度に関する相談、退院先の不安等、高齢者や障害者の医療と福祉に関する相談等の相談事に対して受け付けています。

6. 患者さまへの情報提供に関する基本的事項

毎年、医療安全推進週間には、ポスター等の掲示物で当院の医療安全に対する取り組みについて情報提供を行います。日頃より患者さま誤認防止のため、リストバンドの装着や名前確認等について理解とご協力をお願いします。

7. その他の当院における医療安全対策に関する基本方針

医療安全対策の推進のため「医療事故防止マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともにマニュアルの見直し、改定を必要に応じ、随時行います。

《2020.11.2 医療安全対策委員会》